



教えて！知ってトクする法律の話 第3号

仕事のミスでバイト代が天引きされる？

ラーメン屋でアルバイト
をしているA君



バイト先でお皿を割ってしまった…。

店長

お皿は弁償^{べんしょう}してもらいます。今月
の給料から天引きしておくわね。



せっかく一生懸命働いたのになあ…。
でも、自分のせいだから仕方ないよね…。

ちょっと待って！

バイト代は、法律上は「賃金^{ちんぎん}」といわれるもので、お仕事の対価として、アルバイトなどの従業員に対してお店が支払う義務を負っているものです。賃金は、
働く**本人に直接**、**全額**を、**契約で決められた日**に、
支払われなければならないことが**法律で定められています**。

したがって、割ったお皿代などを、お店側が**バイト代から一方的に天引きして**、**バイト代の一部を支払わない**ような場合には、お店側が**契約違反**や**法律違反**になる可能性があります。以下のような天引きも要注意です。

- ✓ レジ打ちや注文のミスによる**罰金^{ばつぎん}**
 - ✓ ノルマが達成できなかったことによる**罰金**
 - ✓ 遅刻や欠勤をしたことによる**罰金**（ただし働かなかった分のバイト代は発生しません。）
- なお、**税金^{ぜいきん}**や**社会保険料^{しゃかいほけんりょう}**など、法律上、天引きが認められるものもあります。

また、バイト代が全額支払われる場合でも、**もともと決められていた支払日から遅れることもお店側の違反**になります。仕事をしたのにお店から支払われるはずのバイト代が全額支払われない場合や、予定の給料日から支払いが遅れている場合には、保護者や信頼できる大人の方に相談してみましょう。

担当：小林 美智、石田 祐一郎

森・濱田松本法律事務所